

○千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(事業用大規模建築物)

第8条 条例第14条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物とする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第9条 条例第14条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第14条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第1号様式）により行わなければならない。

(事業用大規模建築物における再利用計画の作成等)

第10条 条例第14条第3項の規定による再利用に関する計画（以下「再利用計画」という。）の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（別記第2号様式）により毎年5月31日までに行わなければならない。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第11条 条例第14条第4項及び第6項並びに第47条第4項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。

(2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

(3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

(4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

一部改正〔平成21年規則8号〕

(再利用対象物の保管場所設置届)

第12条 条例第14条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第3号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

(改善勧告)

第13条 条例第15条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第14条 条例第16条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所前の掲示場に掲示して行うものとする。

(収集拒否等)

第15条 区長は、条例第17条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物管理票適用対象事業者)

第28条 条例第41条第1項の規則で定める事業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を1日平均100キログラム以上排出する者
- (2) 事業系一般廃棄物を臨時に排出する者
(一般廃棄物管理票)

第29条 条例第41条第1項の一般廃棄物管理票は、次の各票からなる複写式のものとし、その様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物管理票(A票) (条例第45条第1項の事業者の控えとし、以下「A票」という。)
- (2) 一般廃棄物管理票(B票) (事業系一般廃棄物の運搬を受託した者の保存用とし、以下「B票」という。)
- (3) 一般廃棄物管理票(C票) (区長の指定する処理施設の管理者(以下「管理者」という。)の保存用とし、以下「C票」という。)
- (4) 一般廃棄物管理票(D票) (条例第45条第1項の事業者の保存用とし、以下「D票」という。)

(一般廃棄物管理票の回付等)

第30条 条例第41条第1項の規定により事業者は、管理者に、C票及びD票を提出するものとする。

2 条例第41条第2項に規定する受託者は、事業者から交付された一般廃棄物管理票のうちA票を事業者に戻付するとともに、条例第41条第3項の規定により管理者にB票、C票及びD票を提出するものとする。

3 管理者は、前2項の規定により一般廃棄物管理票の提出を受けたときは、C票を保存するとともに、第1項の事業者にはD票を、前項の受託者にはB票及びD票をそれぞれ回付するものとする。

4 受託者は、前項の規定により管理者からB票及びD票の回付を受けたときは、B票を保存するとともに、速やかにD票を事業者に戻付するものとする。

5 事業者は、前2項の規定によりD票の回付を受けたときは、A票と照合し、当該D票を保存するものとする。

(事業者の措置)

第31条 条例第41条第2項に規定する事業者は、受託者に一般廃棄物管理票を交付した日から1月以内にD票が回付されないとき、又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、受託者に対する確認その他適切な措置を講ずるとともに、速やかに区長に報告しなければならない。

(一般廃棄物管理票の保存期間)

第32条 第30条第3項から第5項までの規定により保存する一般廃棄物管理票の保存期間は、当該一般廃棄物管理票の提出又は回付を受けた日から5年とする。

(改善命令等)

第33条 条例第42条(条例第46条において準用する場合を含む。)に規定する改善等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第34条 条例第47条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積1,000平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第47条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3 条例第47条第2項の規則で定める基準は、第25条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

4 条例第47条第3項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

一部改正〔平成21年規則8号〕